

◆ 滑川市企業立地助成金一覧 ◆

助成対象		土地・建物・設備取得等						物流業務施設立地				
根拠例規	市	滑川市工業振興条例、同施行規則						滑川市物流業務施設立地助成金交付要綱				
	県	富山県企業立地助成金交付要綱						富山県物流業務施設立地助成金交付要綱				
対象業種		ア) 製造業 イ) ソフトウェア業（受託開発、組込み、パッケージ、ゲーム） ウ) デザイン業 エ) 情報サービス関連産業（通信業、情報サービス業（ソフトウェア業を除く）、インターネット附随サービス業（映像情報制作・配給業）、コールセンター業） オ) ア～エに関連する研究事業（市単独のみ） カ) ア～オに掲げる事業のほか、成長産業分野の事業として市長が特に認めるもの						ア) 製造業 イ) 道路貨物運送業 ウ) 倉庫業 エ) こん包業 オ) 卸売業 カ) 小売業				
対象区域		都市計画法第8条第1項に規定する工業専用地域、工業地域及び準工業地域並びに市長が特に必要と認める地域（県要綱での区域指定なし）						高速道路インターチェンジ、鉄道貨物駅、港湾、漁港、空港、流通業務団地、工業団地及び卸売市場の周辺5kmの区域内				
助成区分		【市単独補助】 工業振興事業補助金		【市単独補助】 新成長産業研究施設立地奨励金		【県助成併用】 企業立地助成金			【県助成併用】 物流業務施設立地助成金			
		新設・増設		新設・増設		企業立地奨励事業				成長産業立地奨励事業	本社機能施設等移転奨励事業	
		新設・増設		新設・増設		新設・増設				新設・増設	移転	新設・増設
						通常	特認	大規模特認				
助成要件	投下固定資産額	2,500万円以上 (土地、家屋は条件あり)		1億円以上		★5億円以上 (非製造業は5,000万円以上)	50億円以上	100億円以上	30億円以上	5,000万円以上	5億円以上	
	新規雇用者	3人以上		5～14人	15～29人	30人以上	10人以上 (デザイン業は5人以上)	又は 60人以上	100人以上	5人以上	5人以上 (中小企業は1人以上)	10人以上
	その他	富山県企業立地助成金交付要綱の適用を受けていないこと		富山県新成長産業研究拠点強化助成金交付要綱の適用を受けていること		富山県企業立地助成金交付要綱の適用を受けていること			地域経済牽引事業計画の承認を受けていること		富山県物流業務施設立地助成金交付要綱の適用を受けていること	
									県の成長産業分野又は市町村指定分野に位置付けていること	本社機能を県外から移転すること	立地要件、施設要件等に適合すること	
助成金の額		投下固定資産に係る固定資産税相当額		投下固定資産額の7.5%	投下固定資産額の10%	投下固定資産額の10%	次に掲げる投下固定資産額の区分に応じ、それぞれ次に掲げる助成率を投下固定資産額に乗じて得た額の合計額 ア 100億円以下 新設10%、増設5% (非製造業は5%) イ 100億円超 2% (非製造業は1%) ウ 5,000万円以上 5% (デザイン業に限る)			左記助成率に5%上乘せ	投下固定資産額の10% (事業所移転費、従業員転居費は50%)	投下固定資産額の5%
						※1 製造業以外であっても市長が特に必要と認める場合は、製造業の助成率を適用する						
限度額		5,000万円 (3年以内で分割交付)		7,500万円	1億円	2億5,000万円	新設2億円、増設1億円 新設5億円、増設2.5億円	30億円	左記上限額に3億円上乘せ	5億円	1億円	
								(非製造業は1億円)	(非製造業は2億5,000万円)	(非製造業は15億円)	(特認の場合は30億円)	
								※2 製造業については、製造業の助成率を適用する製造業以外のもの(※1)を含む				

- ・通算限度額は、1工場敷地あたり10億円（大規模特認又は成長産業立地奨励事業を含む場合は50億円）とします。
- ・新成長産業研究施設立地奨励金は、市への申請前に、県に別途申請が必要です。
- ・企業立地助成金、物流業務施設立地助成金は、県・市で1/2ずつ負担し、市から企業へ分割交付します。
- ・上記のほか、県では、民間研究所の新・増設への助成、事業所の賃借等に対する助成（IT・オフィス系企業立地助成金）、ものづくり産業の見学・体験施設等を整備する場合の助成などもあります。